

「東京都高齢者保健福祉計画（平成30年度～平成32年度） 中間のまとめ」（概要）

第1部 計画の考え方

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

東京都高齢者保健福祉計画は、大都市東京の特性を生かし、高齢者の自立を支援し、高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らせる安心な社会を構築するため、都が目指す基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組む施策を明らかにすることを目的とし、策定しています。

第2節 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を合わせた、都における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に策定しています。

第3節 計画期間

平成30年度から平成32年度まで

第4節 計画の進行管理

本計画では、第6期計画（平成27年度～平成29年度）に引き続き、計画の進捗による施策効果を的確に把握・分析・評価できるよう、計画の評価指標（アウトカム指標）を設定しました（第3部第1章）。また、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた区市町村の取組に対する支援目標を設定しました（第3部第1章）。

第5節 老人福祉圏域の設定

都は、福祉サービス及び保健医療サービスの一体化・総合化を図る観点から、介護保険施設等の適正配置の目安となる老人福祉圏域を、二次保健医療圏に一致させて設定しています。

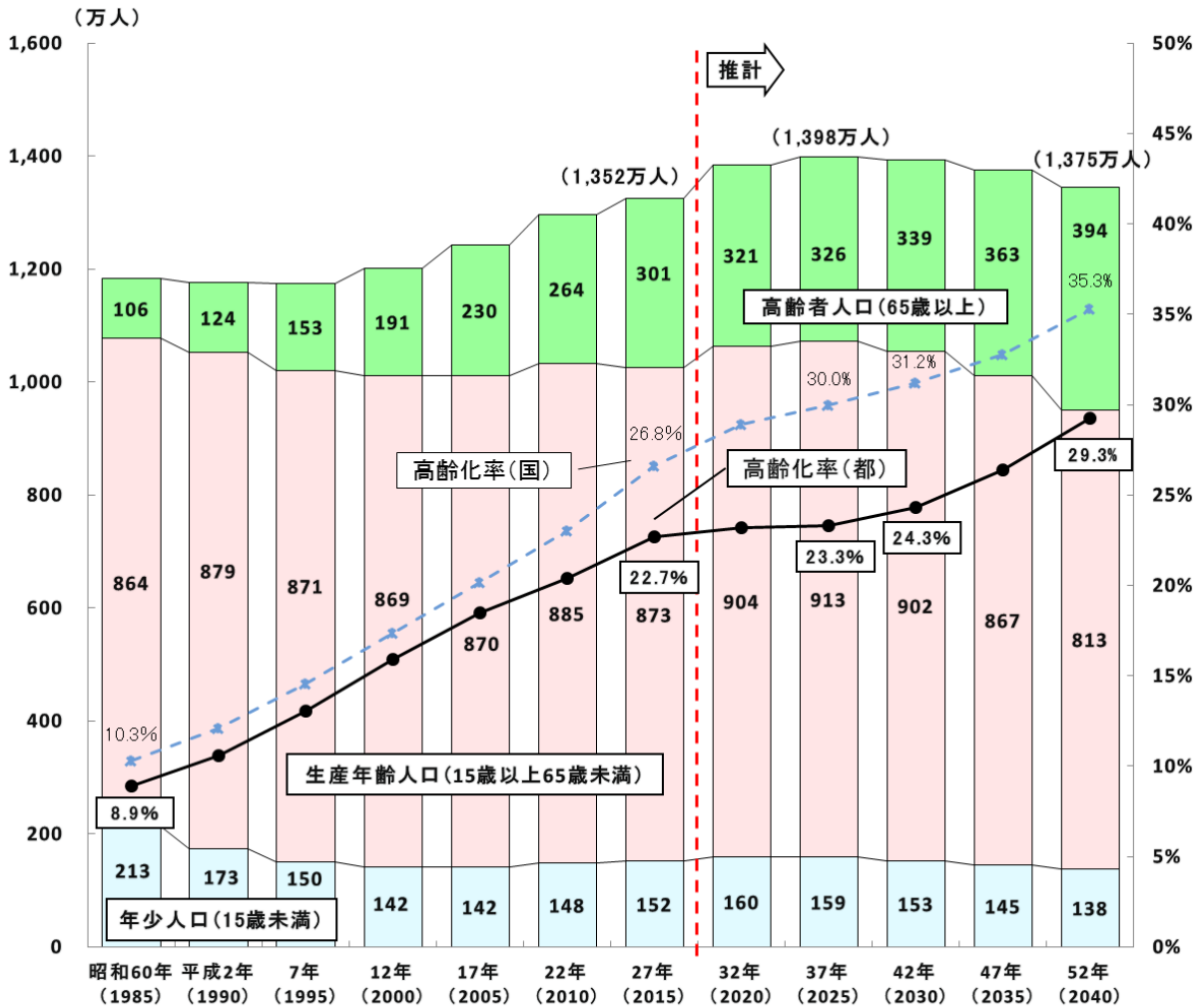
第6節 他計画との関係

本計画は、都の高齢者施策の推進に関連する他の計画並びに区市町村の老人福祉計画及び介護保険事業計画とも整合性等を図りつつ策定しています。

第2章 東京の高齢者を取り巻く状況

○ 人口構造

東京都の高齢者人口は増加しており、平成27年には約301万人で、高齢化率は22.7%となっています。今後も高齢者人口は増加が続き、平成37年には約326万人(高齢化率は23.3%)、平成42年には約339万人(高齢化率は24.3%)に達すると見込まれています。また、今後は後期高齢者が大幅に増加し、平成32年には前期高齢者を上回ると見込まれています。



○ 高齢者世帯の状況

平成27年の国勢調査によると、高齢夫婦世帯は約56万世帯、高齢者単独世帯は約74万世帯となっています。今後、東京都における高齢者のみの世帯は増加傾向が続き、とりわけ、高齢者単独世帯の割合が大幅に増えると予測されています。

第3章 目指すべき方向性

第1節 計画策定の背景

社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年4月に介護保険制度が導入され、平成23年には、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が示されました。

また、平成30年4月の制度改正により、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、保険者機能の強化等が図られました。

第2節 計画の理念・施策の方向性

〔計画の理念〕

地域で支え合いながら安心して暮らし続けることができる東京

高齢者が、経験や能力を活かして居場所と役割を持ち、地域で支え、支えられながら、自らが望む住まい方、暮らし方、生き方を様々な選択肢の中から主体的に選び、安心して共に暮らし続けることができる東京のまちづくりを推進していく。

〔施策の方向性～東京における地域包括ケアシステムの構築～〕

計画の理念である「地域で支え合いながら安心して暮らし続けることができる東京」を実現していくためには、東京の特性を踏まえ、都内の各地域で地域包括ケアシステムを構築していくことが必要となります。

本計画では、平成 37 年までに都内の各地域で次の 4 つの状態が実現されていることを目指します。

① 高齢者一人ひとりの自立と選択を支援

② 高齢者の生活を支えるための適切な住まいの確保

③ 必要に応じた医療・介護サービス等の一体的な提供

④ 住民主体の生活支援・介護予防サービスと高齢者の社会参加

東京の平成 37 年の地域包括ケアシステムの姿（イメージ図） ～高齢者が安心して、地域で暮らし続けるために～

各要素が連携・協働し、住民が互いに支え合いながら、高齢者が安心して地域で暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築を目指します。



第3節 地域包括ケアシステム構築に向けた取組と視点

〔地域包括ケアシステム構築に向けた取組（重点分野）〕

第7期（平成30年度から平成32年度まで）においては都が目指す地域包括ケアシステムの実現に向け、平成37年の東京の高齢者の状況を見据え、大都市の強みを生かしながら、以下の7つの分野について重点的に取り組んでいきます。

1 介護保険制度の円滑・適正な運営と区市町村への支援

～高齢者の自立と尊厳を支えるために～

介護保険制度の基本理念である「高齢者の自立と尊厳」を支えていくためには、適切な要介護認定やケアマネジメントの提供とともに、介護サービスの質の向上やサービス情報の提供も必要です。また、保険者である区市町村が、地域の実情に応じて必要なサービスをマネジメントし、高齢者の自立支援、重度化防止に取り組んでいくことは大変重要です。

保険者である区市町村を支援し、適正なケアマネジメントやサービスが提供され、高齢者一人ひとりの生活が自立と尊厳が維持されたものとなることを目指します。

2 介護サービス基盤の整備 ～住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために～

東京では、今後更に医療や介護のサービスが必要な高齢者が増えています。在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなど介護サービス基盤をバランスよく整備していくことで、介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができることを目指します。

3 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進

～多様なニーズに応じた居住の場を選択できるように～

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、生活の基盤となる適切な住まいの確保が重要です。高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を選択できるようにするとともに、地域で安全に安心して暮らすことができる環境を整備することを目指します。

4 介護人材対策の推進 ～質の高い介護サービスを安定的に提供するために～

今後一層の増加が見込まれる介護ニーズに適切に対応していくためには、サービスを担う介護人材を安定的に確保していくことが必要です。より多くの人々が介護の仕事に就くことを希望し、仕事に就いた後もやりがいを持って働ける環境を整備することで、質の高い介護人材の確保を目指します。

5 在宅療養の推進 ～医療と介護の連携強化による24時間の安心を目指して～

医療及び介護が必要な高齢者が増加していく中、いつでも身近なところでサービスの提供を適切に受けることが可能な体制の実現が求められます。医療・介護サービスの従事者が連携しサービス提供体制を構築することで、病院に入院しても円滑に在宅療養に移行し、在宅での生活を維持しながら医療及び介護のサービスの提供を受けることができることを目指します。

6 認知症対策の総合的な推進 ～認知症になっても安心して暮らせる東京を目指して～

東京の認知症高齢者は増加しており、今後も急増していくことが見込まれます。認知症高齢者が、容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けることができるよう、医療機関や介護サービス事業者等、様々な地域資源が連携したネットワークを構築することにより、認知症になっても安心して暮らせるまちの実現を目指します。

7 介護予防の推進と支え合う地域づくり

～「支えられる存在」から「地域を自ら支える存在」へ～

元気な高齢者が、仕事や趣味活動などの社会参加活動、介護予防に取り組むことで、いきいきと地域で暮らしていくとともに、ボランティアなどの地域社会の担い手として活躍できることを目指します。また、地域住民の力に加え、東京の強みである充実した生活インフラやNPO法人等の活動とも連携・協働し、高齢者を地域で支え、高齢者のニーズに応じた生活支援サービス等が提供されることを目指します。

第4節 地域共生社会と地域包括ケアシステム

地域共生社会とは、分野ごとの縦割りを超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

平成29年6月、国は、地域共生社会の実現に向けた取組の推進のため、社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法の改正を行いました。

地域包括ケアシステムの深化・推進においても、高齢者の抱える複合的な課題に対し、他分野との連携・協働により分野を超えて包括的に支援を行っていけるよう取り組んでいく必要があります。